

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年8月11日

【四半期会計期間】 第95期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 三京化成株式会社

【英訳名】 SANKYO KASEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小川和夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北久宝寺町一丁目9番8号

【電話番号】 (06)6262 2881 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 大槻一博

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北久宝寺町一丁目9番8号

【電話番号】 (06)6271 1881 (直通)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 大槻一博

【縦覧に供する場所】 三京化成株式会社東京支社
(東京都中央区新川一丁目23番5号(SHINKAWA EAST))
三京化成株式会社浜松支店
(浜松市中区佐藤一丁目40番21号)
三京化成株式会社名古屋支店
(名古屋市中区丸の内三丁目22番24号(名古屋桜通ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 三京化成株式会社浜松支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の
便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第1四半期 連結累計期間	第95期 第1四半期 連結累計期間	第94期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	5,936,644	5,282,423	24,356,415
経常利益 (千円)	9,987	18,566	167,026
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	10,374	5,672	7,214
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	158,889	22,332	220,062
純資産額 (千円)	9,657,974	9,460,025	9,539,250
総資産額 (千円)	17,115,434	15,191,716	15,867,677
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (円)	7.92	4.25	5.43
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	56.3	62.1	60.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルスのパンデミックが全世界の社会経済活動に大幅な縮小をもたらした。わが国においても4月からの1か月間余り緊急事態宣言が出され、社会活動が大幅に制限されるなか、輸出、内需ともに大幅減で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、従業員の新型コロナウイルス感染防止対策を実施するとともに、商材の安定供給、機会損失の防止による取引拡大で減収幅の抑制を図るとともに、経費節減に努め収益の確保に努めました。

これらの結果、売上高は52億8千2百万円（前年同期比11.0%減）と減収、営業損失は1千3百万円（前年同期は営業損失2千6百万円）、経常利益は1千8百万円（前年同期比85.9%増）と、増益となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益は、5百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失1千万円）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。今般のコロナ禍による減収効果は、当社事業グループ全般に及びました。中でも大きな影響を受けた主な事業分野は、ゼネコンの大規模工事が休止となった土木関連、自動車生産減の輸送機器関連、インバウンドを含め大幅需要減となった化粧品用途の薬剤等の化学工業関連分野、及び建築工事延期等が影響した建材事業セグメントであります。

[科学事業]

< 土木・建材資材関連分野 >

土木関連分野では、舗装道路用添加剤の新規採用が有りましたが、中京地区大型道路工事物件等のインフラ工事関連における地盤改良用のセメント添加剤が大きく減少し、大幅減収となりました。

建材資材関連分野では、内装材の化粧材や壁紙等の用途におけるフィルムや薬剤の増加、建材ボード用の工程薬剤、発泡断熱システム用薬剤の伸長があった反面、塗料関連薬剤が落ち込み、全体では前年並みで推移しました。

< 情報・輸送機器関連分野 >

情報関連分野では、リチウムイオン電池用途の放熱材料、ディスプレイ用高性能フィルム関連薬剤は堅調に推移しましたが、自動車関連部品の納入が大きく減少したほか、一部半導体封止用樹脂や精密洗浄剤も減少し大幅な減収となりました。

輸送機器関連分野では、免振装置関連シートは伸長しましたが、自動車関連成型樹脂や車体用防振樹脂、車載用電装部材が大きく減少し大幅な減収となりました。

< 日用品関連分野 >

日用品関連分野では、眼鏡レンズ機能性コート剤、製靴関連及び機能性発泡樹脂関係及び化粧品関連薬剤が減少し、清掃用品材料の伸長はありましたが、若干の減収となりました。

フィルム関連分野では、生鮮野菜、チルド食品等包装用途は巣籠り需要で伸長、防曇性やガスバリア性、低温耐ピンホール性などを有する高機能性フィルムも堅調に推移するなど、大幅な増収となりました。

< 化学工業関連分野 >

繊維関連分野では、繊維の国内加工縮小が続くなか衣料用の染色整理用染料、染色助剤のほか、機能性繊維薬剤も落ち込み大幅な減収となりました。

化学工業関連分野では、機能性樹脂、機能性無機フィラー等の伸長はありましたが、化粧品関連材料が大幅に減少したほか、輸入基礎化学品の一部が価格競争となり同分野全体では減収となりました。

これらの結果、科学事業セグメントの売上高は44億8千8百万円（前年同期比9.3%減）、営業利益は6千5百万円（前年同期比5.4%減）と、減収減益となりました。

[建装材事業]

建築工事の休止が相次いだため、既存の造作部材、樹脂製品、建具のほか、新商品のオフィス及びキッチン関連も大幅な販売減となりました。

これらの結果、建装材事業セグメントの売上高は7億9千4百万円（前年同期比19.6%減）と減収となった一方、営業損失は2千8百万円（前年同期は営業損失4千万円）と、前年同期に比較して損失が減少いたしました。

(2) 財政状態の状況

資産の部

流動資産は前連結会計年度末に比べ、7億1千4百万円減少し87億8千7百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が5億2千4百万円、有価証券が5千4百万円、現金及び預金が3千6百万円減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ、3千8百万円増加し64億4百万円となりました。これは主に、投資その他の資産が7千4百万円増加し、無形固定資産が1千9百万円、有形固定資産が1千5百万円減少したことによるものであります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて、6億7千5百万円減少し151億9千1百万円となりました。

負債の部

流動負債は前連結会計年度末に比べ、5億4千万円減少し46億9千6百万円となりました。これは主に、買掛金が2億3千9百万円、電子記録債務が2億8百万円、その他に含まれる未払金が9千7百万円減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ、5千6百万円減少し10億3千4百万円となりました。これは主に、役員退職慰労引当金が3千3百万円、その他に含まれるリース債務が1千4百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べて、5億9千6百万円減少し57億3千1百万円となりました。

純資産の部

純資産合計は前連結会計年度末に比べ、7千9百万円減少し94億6千万円となりました。これは主に、利益剰余金が5千1百万円、為替換算調整勘定が3千1百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為のなかには、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為のなかには、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるといふ、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

従って、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

基本方針の実現に資する取り組み

a. 当社の企業価値の源泉

当社は、1946年7月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報の的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通して、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなステップへ導き、更なる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

b. 当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供を図るため、中長期的に以下の4つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

() 収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル（精密化学品）商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。また、建装材事業にメーカー機能を取り込み、その強化を図るため、2015年12月に各種木工製品の製造販売を主たる事業とするキョーワ株式会社を完全子会社とし、事業基盤の拡充とグループ収益の改善に持続的に取り組んでおります。

() 海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は1995年に東洋紡績株式会社（現 東洋紡株式会社）との合併で香港に三東洋行有限公司を、2002年にはSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. を、2007年には中国上海市に産京貿易（上海）有限公司を、また2010年にはタイ王国バンコク都にSANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. をいずれも独資で設立、更に工業用ゴム製品メーカーの山川モールディング株式会社との合併により、工業用ゴム製品の製造販売を事業内容とする新会社“SY RUBBER (THAILAND) CO., LTD.”を2018年8月に設立し、タイのサムットプラカーンにて、2019年2月から事業を開始しております。これらの海外5拠点と国内6拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

() 環境保全と高品質体制の確立

環境保全が企業の社会的責任として益々重要になることを意識し、すべての事業活動において環境保全に心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高めるべく、仕事の標準化、プロセスの可視化を促進し、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確実な提供に努めております。

() 事業継続計画への取組み

予想される広域災害及び重大な局所災害の発生後、人命を尊重し、会社がいち早く事業を再開し、災害に起因する従業員の経済的不安の解消や、生活行動の早期正常化を目指すとともに、感染症の流行に関しては、社会的責任と事業継続の観点から、感染を広める行為を行わないよう配慮することとしております。このように非常時において当社グループのレジリエンスを発揮し、出来る限りの社会貢献を行うことを目的として「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

この計画により、お客様への商品・製品の納入を早期に確保し、お客様所有資産（情報及び知的財産を含む。）の流出防止・保全対策に貢献すると共に、当社グループの知的財産やノウハウ流出の保護を行い、お客様のみならず利害関係者に安心を提供し、信頼と満足を得る企業となることを目指しております。

c. 株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為を未然に防止するため、2020年5月11日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の継続について」を決議し、そのうえで2020年6月25日開催の第94期定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
(アドレス<https://www.sankyokasei-corp.co.jp/>)

上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、上記の「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」においては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会は独立委員会の開催を要請し、買収提案内容及び対抗措置について、同委員会による評価・勧告に原則として従うものとしていること、また対抗措置はあらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当する場合にのみ発動されるものであることから、当社取締役会の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,185,000
計	5,185,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,560,000	1,560,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株で あります。
計	1,560,000	1,560,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月30日		1,560,000		1,716,600		1,433,596

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 225,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,323,100	13,231	
単元未満株式	普通株式 11,800		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,560,000		
総株主の議決権		13,231	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三京化成株式会社	大阪市中央区北久宝寺町 一丁目9番8号	225,100		225,100	14.43
計		225,100		225,100	14.43

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,180,845	1,144,112
受取手形及び売掛金	6,044,282	5,519,910
電子記録債権	1,278,431	1,261,631
有価証券	54,154	-
商品及び製品	737,646	733,345
仕掛品	20,416	20,743
原材料及び貯蔵品	42,336	42,019
その他	143,869	65,429
貸倒引当金	-	142
流動資産合計	9,501,981	8,787,050
固定資産		
有形固定資産	2,060,454	2,044,563
無形固定資産	175,993	156,589
投資その他の資産		
投資有価証券	3,972,553	4,049,473
退職給付に係る資産	21,882	17,365
その他	135,838	137,702
貸倒引当金	1,026	1,029
投資その他の資産合計	4,129,248	4,203,512
固定資産合計	6,365,696	6,404,665
資産合計	15,867,677	15,191,716
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,372,081	3,132,566
電子記録債務	1,419,945	1,211,223
1年内返済予定の長期借入金	30,064	28,732
未払法人税等	16,862	30,626
賞与引当金	57,220	16,546
役員賞与引当金	20,200	5,450
その他	320,766	271,615
流動負債合計	5,237,140	4,696,759
固定負債		
長期借入金	85,443	78,528
役員退職慰労引当金	300,738	266,747
退職給付に係る負債	3,020	3,257
その他	702,085	686,399
固定負債合計	1,091,286	1,034,931
負債合計	6,328,427	5,731,690

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,716,600	1,716,600
資本剰余金	1,456,843	1,456,843
利益剰余金	5,394,797	5,343,736
自己株式	457,568	457,665
株主資本合計	8,110,671	8,059,514
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,346,980	1,354,091
土地再評価差額金	32,572	32,572
為替換算調整勘定	24,313	7,278
その他の包括利益累計額合計	1,403,866	1,379,385
非支配株主持分	24,711	21,124
純資産合計	9,539,250	9,460,025
負債純資産合計	15,867,677	15,191,716

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	5,936,644	5,282,423
売上原価	5,403,150	4,792,464
売上総利益	533,493	489,958
販売費及び一般管理費	559,818	503,130
営業損失()	26,324	13,171
営業外収益		
受取利息	1,772	1,918
受取配当金	30,066	31,313
持分法による投資利益	2,085	1,466
仕入割引	1,065	890
その他	5,347	3,535
営業外収益合計	40,336	39,123
営業外費用		
支払利息	215	145
売上割引	1,175	820
為替差損	-	4,021
その他	2,633	2,397
営業外費用合計	4,024	7,385
経常利益	9,987	18,566
特別利益		
固定資産売却益	57	-
投資有価証券償還益	-	11,819
特別利益合計	57	11,819
特別損失		
投資有価証券評価損	413	-
特別損失合計	413	-
税金等調整前四半期純利益	9,632	30,386
法人税、住民税及び事業税	21,013	26,398
法人税等合計	21,013	26,398
四半期純利益又は四半期純損失()	11,380	3,987
非支配株主に帰属する四半期純損失()	1,006	1,684
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	10,374	5,672

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	11,380	3,987
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	158,246	7,111
為替換算調整勘定	12,823	32,846
持分法適用会社に対する持分相当額	2,086	584
その他の包括利益合計	147,509	26,319
四半期包括利益	158,889	22,332
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	158,572	18,808
非支配株主に係る四半期包括利益	317	3,523

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りの仮定につきましては、前連結会計年度末時点から重要な変更はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	47,901千円	50,425千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	55,091	42.50	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月11日 取締役会	普通株式	56,732	42.50	2020年3月31日	2020年6月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	科学事業	建装材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,949,149	987,494	5,936,644		5,936,644
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	4,949,149	987,494	5,936,644		5,936,644
セグメント利益又は損失()	69,318	40,539	28,778	55,103	26,324

(注) 1. 「調整額」の区分は、報告セグメントに帰属しない本社固有の費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	科学事業	建装材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,488,257	794,166	5,282,423		5,282,423
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	4,488,257	794,166	5,282,423		5,282,423
セグメント利益又は損失()	65,593	28,182	37,410	50,581	13,171

(注) 1. 「調整額」の区分は、報告セグメントに帰属しない本社固有の費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失並びに算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	7円92銭	4円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	10,374	5,672
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	10,374	5,672
普通株式の期中平均株式数(株)	1,309,197	1,334,873

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

2020年5月11日開催の取締役会において、2020年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	56,732千円
1株当たりの金額	42円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年6月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

三京化成株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 道 幸 静 児 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林 直 也 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三京化成株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。